

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで手続承継前請求人亡A（以下「被承継人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、Bに所在していたC会社D工事を最終事業場として離職するまで、粉じん作業に約12年間従事していた。
- 2 被災者は、昭和○年○月○日付けで○労働基準局長（現○労働局長）からじん肺管理区分「管理4、PR2、F（++）療養要」の決定を受け、E医院において療養を続けていたが、平成○年○月○日、食欲不振、肺炎、脱水症の疑いでF病院に入院し、同年○月○日、入院中の同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「多臓器不全」、多臓器不全の原因「高度脱水、低栄養」、高度脱水及び低栄養の原因「慢性アルコール中毒」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、被承継人が、被災者の死亡はじん肺症が原因であり、業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求めた事案である。
- 4 被承継人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をしたものであるが、被承継人が同年○月○日に死亡したため、同人の長女である請求人が手続を承継

した。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡原因がじん肺症によるものである旨主張しているので、以下検討する。

G医師は、被災者の死亡とじん肺症との医学的因果関係について、平成〇年〇月〇日付け「労災 被災者 カルテ番号〇」と題する書面において、要旨「年々体動時の呼吸困難も増強し、閉塞性及び拘束性換気障害も認められ、じん肺症、肺炎、脱水症の疑いで、F病院で入院加療を行い、死亡したことから、じん肺症と死亡との因果関係はあると思う。」と述べている。

一方、H医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、直接死因を「多臓器不全」、直接死因の原因は「高度脱水、低栄養」、「高度脱水、低栄養」の原因は「慢性アルコール中毒」と診断しており、じん肺症に係る記載は認められない。また、I医師は、同月〇日付け意見書において、死亡原因を「高度の脱水・低栄養から腎不全となり、多臓器不全に進展、亡くなったものと考える。」、死亡原因とじん肺症との関係性について「関係性は極めて低いと考える。」と述べている。さらに、J医師は、同年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付け各意見書において、要旨「E医院でじん肺症として経過観察されてき

ており、毎年肺機能検査が実施されているが、%肺活量についてみると、著しい肺機能障害のレベルには達していない。これらの情報を総合的に判断すると、直接死因にじん肺症が大きく関与しているとは考えにくいように思われる。」と述べている。

- (2) 当審査会としては、平成〇年〇月〇日に実施された被災者の肺機能検査の数値（1秒率47.18%、%肺活量76.03%）が著しい肺機能障害の判定値（1秒率40.38%未満、%肺活量60.0%未満）をいずれも上回っていることを踏まえると、%肺活量の数値が著しい肺機能障害のレベルに達せず死因にじん肺が関与する度合いは小さいとするJ医師等の上記意見は妥当なものと判断するところであり、決定書に説示するとおり、被災者は、高度の脱水、低栄養から腎不全に至り、多臓器不全により死亡したものと判断する。

したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

- (3) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。